平成２２年（フ）第１４０号
福岡県飯塚市潤野1250番地37
債務者　松本　昭裕
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１４９号
福岡県飯塚市伊川545番地１　伊川荘９号
債務者　藤田　孝栄
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第３３５号
佐賀県多久市東多久町大字納所6392番地７
債務者　古賀　佳奈
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４８号
佐賀県佐賀市新郷本町17番14号
債務者　石川　　健
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4110番地
債務者　陣内　光枝
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９０号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田665番地19
債務者　大塚　照代
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９６号
佐賀県鳥栖市大正町749番地１　メゾン・ド・ＫＵＭＥ303
債務者　滝上志津子（旧姓寺見）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０５号
佐賀県佐賀市城内２丁目７番16号
債務者　田中　　仁
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０７号
佐賀県佐賀市川副町大字西古賀1105番地１
債務者　石井　勝哉
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０８号
佐賀県佐賀市川副町大字西古賀1105番地１
債務者　石井　　秀
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１２号
佐賀県佐賀市鬼丸町17番17号
債務者　石井　直美
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
佐賀県伊万里市新天町715番地１
債務者　永尾　実子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２１１号
佐賀県武雄市朝日町大字中野6913番地９
債務者　崎野　信行
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２３３号
佐賀県伊万里市脇田町342番地２
債務者　伊﨑千恵美
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第９１号
大分県宇佐市大字長洲4294番地
債務者　松尾　　強
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第９２号
大分県中津市大字蛎瀬690番地
債務者　寶珠山英子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第４３０号
宮崎市恒久５丁目10番地７
債務者　南村　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４５６号
宮崎市小戸町104番地１　リベラル・一ツ葉811号
債務者　日吉　宗則
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
宮崎地方裁判所破産係